

公益社団法人千葉県サッカー協会 規律委員会規則

(委員会の設置)

第1条 (公社)千葉県サッカー協会(以下「本協会という」)は、定款第35条第1項に基づき、規律委員会(以下「本委員会という」)を設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、本委員会委員長指定の場所に置く。

(目的)

第3条 本委員会は、財団法人日本サッカー協会(以下、「JFA」という)司法機関組織運営規則第3条並びに第19条第1項に基づき、JFA諸規定に関する違反行為について調査、審議し、懲罰を決定する。

(組織)

第4条 本委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 3 委員は本委員会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 4 委員は本協会の理事、監事、職員又は各種委員会の委員長を兼ねることができない。
- 5 委員長は委員の互選により選定する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 7 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の招集・成立・議長)

第5条 会議は委員長が招集する。

- 2 過半数の出席によって成立する。
- 3 議長は、委員長とする。
- 4 必要に応じて関係者に出席を求めることができる。
- 5 会議の議決は出席委員の過半数により決定し、賛否同数の場合、委員長により決定する。

(懲罰権の委任)

第6条 本委員会は定款第36条第1項第1号に定める種別委員会の司法機関に対して、その所管する加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題をJFA懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

- 2 種別委員会は、前項に従って懲罰問題を処理するため、司法機関(以下、「種別規律委員会(部会)」という。)を設置する。
- 3 種別規律委員会は、懲罰に際し、必要に応じて本委員会に相談または指示、判断を仰ぐものとする。また、決定した全ての懲罰を記録しなければならない。要請に応じてこれを本委員会に報告しなければならない。

- 4 第1項にかかわらず、JFA 懲罰規程第3条第2項に該当する懲罰を科す場合には、種別規律委員会には決定権はないものとし、本委員会をとおして懲罰案を JFA に通知し、JFA 規律委員会が懲罰を決定・適用するものとする。
- 5 種別規律委員会の運用に係る規則は別途定める。

(決定の独立性)

第7条 本委員会は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなく、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。

付 則

本規則は、2024（令和6）年 4月 1日から施行する。